

TSR-Eyes に関する特約

2026年6月1日改定

第1条（適用範囲）

- 1 この TSR-Eyes に関する特約（以下「本特約」といいます）は、TSR-Eyes の提供に関して、必要な事項を定めるものです。
- 2 本特約は、TSR オンラインサービス利用約款（以下「利用約款」といいます）に対する特約です。TSR-Eyes の提供に関して本特約に規定がない事項は、利用約款の規定が適用されます。また、本特約に定義のない用語は、利用約款での定義と同一の意味を有するものとします。
- 3 本特約と利用約款の規定が矛盾抵触する場合は、本特約の規定を優先して適用するものとします。

第2条（特約の変更）

- 1 当社は、本特約を変更することができます。本特約を変更する場合、変更の内容及び効力発生時期を、当社ウェブサイト上の適宜の場所への掲載その他当社が適当と認める方法により、利用者が確認できる状態に置きます。
- 2 前項により本特約を変更した場合は、変更後の特約は、効力発生時期以降に有効に存続するすべての利用契約に適用されます。
- 3 利用者が変更後の特約の効力発生時期以降に TSR-Eyes を利用した場合、当社は、利用者が変更後の特約に同意したものとみなすことができるものとします。

第3条（本サービスの利用期間に係る特約）

- 1 利用約款第13条第1項の規定にかかわらず、利用者が本サービスを利用することができる期間（以下「本サービスの利用期間」といいます）は、利用開始通知書等に記載又は記録された利用開始日から1年間とします。ただし、申込書又はこれに代わる電磁的記録等に本サービスの利用期間の自動延長に関する記載又は記録がある場合において、本サービスの利用期間満了日の2か月前までに甲又は乙が別段の意思表示をしないときは、本サービスの利用期間は自動的に1年間延長されるものとし、その後の本サービスの利用期間満了時においても同様とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した時は、その時をもって本サービスの利用期間は終了します。
 - (1) 第25条の規定により利用契約が解約となったとき。
 - (2) 第26条又は第32条の規定により利用契約が解除となったとき。
 - (3) 前各号で規定するほか利用契約が解約又は解除となったとき。

第4条（利用料金に関する特約）

利用者は、TSR-Eyes の利用料金を、前条第1項の規定により本サービスの利用期間が延長される都度、延長時に適用される料金表に基づき支払うものとします。

第5条（複製等の制限に係る特約）

利用約款別記データライセンス規定（以下「DLA」といいます）第4条第1項及び第2項の定めにかかわらず、利用者による本データの複製等は、次に掲げる範囲内で、かつ、利用者が利用するための必要最小限に限りすることができます。

- (1) 本サービスのウェブサイトにおいて当社が送信可能化した本データの利用者の求めに応じた自動的な送信を受けること。
- (2) コンピュータディスプレイに表示される本データをプリンタで印刷すること。
- (3) 本サービスの「宛名ラベル印刷機能」を用いて作成した宛名ラベルをプリンタで印刷すること。

第6条（宛先情報としての利用に係る特約）

- 1 DLA 第6条第1項の規定にかかわらず、本データの宛先情報としての利用は、本サービスの宛名ラベル印刷機能を用いて作成した宛名ラベルの利用に限ります。
- 2 利用者は、宛名ラベルに記載された宛先情報が当社から提供されたものであることを、第三者に開示してはなりません。

以上